

## 需要開発推進、ハイブリッド給湯・GHPが伸長 全L協まとめ、電化離脱は年6万件へと減少傾向

(一社)全国LPガス協会は2018年度における主要ガス機器の販売実績とLPガス顧客の移動状況を明らかにしました。「需要開発推進運動」の一環でまとめたもので、配布先の92.4%、1万9,720社(総顧客数1,980.5万件)から回答がありました。これによれば、ハイブリッド給湯器(前年度比+12.6%増)とGHP(同+3.8%増)の販売台数が伸長。オール電化による離脱顧客は2013~2015年度の平均10.9万件に対し2016~2018年度は平均6.2万件へと減少傾向にあります。

主要ガス機器の販売実績(台)

ガス機器	2018年度	2017年度	増減(%)
エネファーム	2,125	2,233	95.2%
エコウィル	215	286	75.2%
GHP	2,213	2,133	103.8%
ハイブリッド給湯	9,001	7,996	112.6%
エコジョーズ	181,507	194,112	93.5%
Siセンサーコンロ	360,604	383,112	94.1%
ガス浴乾	15,954	19,794	80.6%

LPガス顧客の移動状況

移動	2018年度	2017年度	2016年度	2015年度	2014年度	2013年度
LPガス→オール電化	56,205	60,592	69,594	83,145	97,927	145,907
オール電化→LPガス	3,229	3,112	2,878	2,804	2,867	2,622
LPガス→都市ガス	25,680	31,094	37,166	37,361	37,800	43,037
都市ガス→LPガス	13,877	14,871	15,292	15,695	15,346	15,354

## 全L協、「自立型スタンド」の認定制度を創設へ

(一社)全国LPガス協会は8月7日に開催したスタンド委員会、停電時でも自家発電で操業できる「自立型LPガススタンド」の認定制度を年内に創設することを決めました。ライフラインの一翼を担う存在感を高め、LPガス車の導入につなげるのが目的。全国1,400スタンドのうち、当面2割程度の登録を見込んでいます。

### ■認定制度の概要 災害対応力に応じて3段階式

認定は、災害対応力に応じて3段階式とする。①完全自立型：停電時も通常時と同様に稼働が可能、②標準自立型：ローリー受け入れ時にはLPガス車への充填が不可、③準自立型：受け入れ時に充填が可能。1年更新制。今後認定ロゴマークの作成を進める。

### ■LPガス車「JPN TAXI」のプラモデル発売

トヨタが2017年10月から発売しているタクシー向けLPガス車「ジャパンタクシー(JPN TAXI)」のプラモデルが8月、プラモデルメーカーの青島文化教材社から発売されました。JPN TAXIはトールワゴン型ハイブリッド(スプリット方式)商用車で、車いすでの搭乗が可能。

売り出されたプラモデル(1/24スケール)は、人気の「ザ☆モデルカー」シリーズの「17ブラック」と「17スーパーホワイトII」。価格はともに3,400円(税別)。LPガス車が減少する中、JPN TAXIはLPガス業界の大きな期待を担っており、7月までの登録数はすでに1万4,435台と、LPガス車総数20万台の7.2%に達しています。

## 9月プロパン、CP350.00ドル、MB218.38ドルに

9月積み込みCP(サウジアラビア輸入FOB価格)は、プロパン(P)はトンあたり350.00ドル、ブタン(B)360.00ドルにすると輸入元売各社に通知がありました。前月に比べPは▲5.41%、▲20.00ドルの下降、Bは変動なし。

一方、米・モントベルビュー(MB)の9月適用プロパン価格(OPIS社発表)は218.38ドルで、前月に比べ▲4.28%、▲9.77ドル下降しました。

## 注文戸建とアパートのトップランナー基準案示す

国土交通省と経済産業省は、住宅・建築物の省エネ基準の改正に関する合同会議を8月8日に開き、新たに「住宅トップランナー制度」の対象に追加された「注文戸建住宅」と「賃貸アパート」の基準案を示すと同時に、「戸建建売住宅」は目標年度、水準とも据え置く考えを明らかにしました。9月初旬に省令・告示案をまとめてパブリックコメントに付し、10月24日の第13回会合で取りまとめる予定です。

オフィスビル、マンション、戸建住宅等に対する規制強化を盛り込んだ「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の一部改正が2019年5月に公布。これを受け、戸建住宅は公布後2年以内に省エネ性能に関する説明の義務付け、大手住宅供給事業者には同6カ月以内に戸建住宅へのトップランナー制度が新たに注文戸建、賃貸アパートを加えて全面展開されます。

### ■トップランナー制度の見直し案 対象は一定数以上の有力事業者

●注文戸建住宅(対象：年間300戸以上供給する住宅事業者)

○目標年度：2024年度以降

○水準：①外皮基準=各年度に供給する全ての住宅が省エネ基準に適合、②一次エネ基準=各年度に供給する全ての住宅の平均で省エネ基準(その他一次エネ消費量を除く)に比べて▲25%削減

●賃貸アパート(対象：年間1,000戸以上供給する住宅事業者)

○目標年度：2024年度以降

○水準：①外皮基準=各年度に供給する全ての住宅が省エネ基準に適合、②一次エネ基準=同▲10%削減

●建売戸建住宅(対象：年間150戸以上供給する住宅事業者)

現行の目標年度・水準のまま据え置く。

○目標年度：2020年度以降

○水準：①外皮基準=各年度に供給する全ての住宅が省エネ基準に適合、②一次エネ基準=同▲15%削減

## FIT見直し、家庭用・小規模太陽光は継続

再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT制度)について、経済産業省は8月5日に開いた有識者会議で、住宅用・小規模太陽光などは引き続き制度の対象とするものの、大規模太陽光や風力などは対象外とし相対取引に移行する見直し案を示し、了承されました。来年の通常国会に改正案を提出し、2021年度から移行させる予定です。

FIT制度の2012年度導入により、再生エネの総電力量に占める割合(水力除く)は、2011年度の2.7%から2017年度には+8.1%へと上昇。一方で、買取費用の原資とするため家庭や企業が負担する賦課金は、標準家庭(2019年度)で電気料金全体の1割、+年9,204円にも増加し、政策の転換を迫られていました。見直しにあたっては、FIT制度からの自立化が見込める「競争電源」と、地域で活用され得る「地域電源」に整理。需要地に近接して柔軟に設置できる住宅用・小規模事業用太陽光発電など地域電源は引き続き対象とする一方、大規模太陽光、風力など競争電源は外す方向性を打ち出しました。